

導入促進基本計画

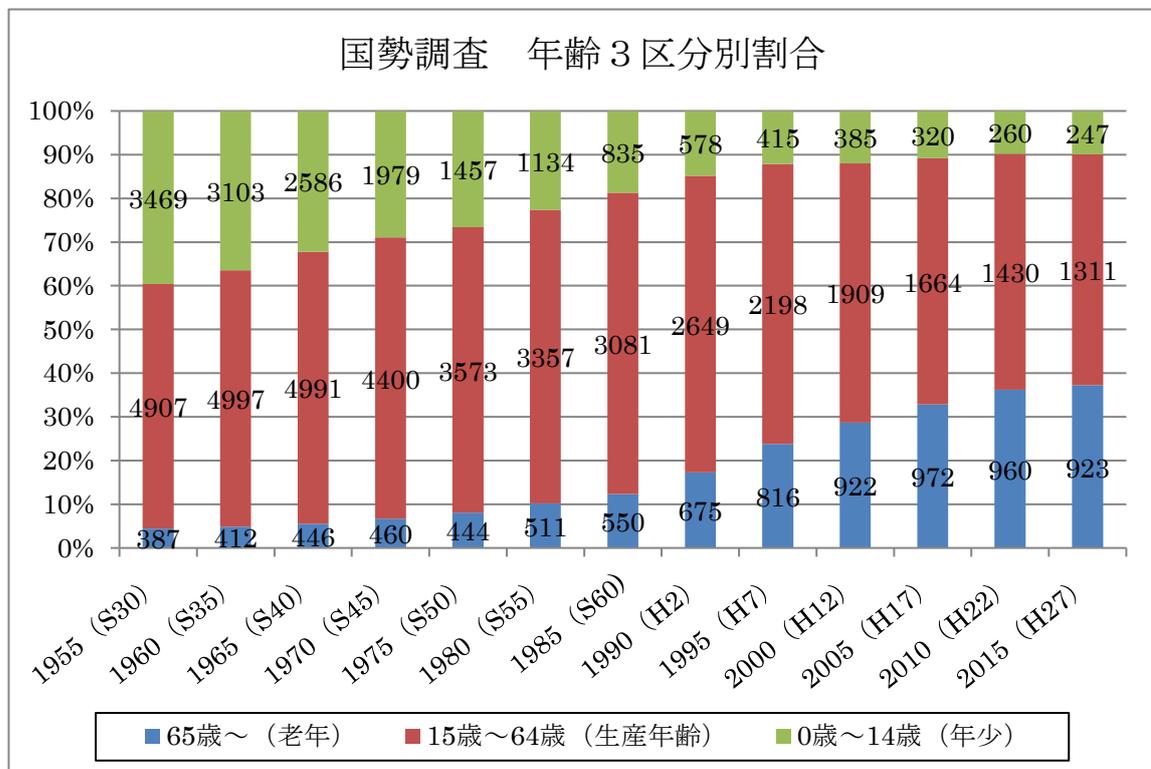
1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

① 陸別町の人口と構造及び産業構造

陸別町の人口は、昭和30年の約9千人をピークに減少を続け、平成27年国勢調査では2,482人となっている。直近10年で比較すると、平成17年国勢調査の2,956人から約16%減少しており、その後も減少に歯止めがかからない状況にある。(参考：住民基本台帳による人口 H27年3月末2,574人→H30年3月末 2,392人)

人口減とともに少子高齢化が進み、生産年齢人口も減少しているが、年少人口の減少と老年人口の増加が比例しており、生産年齢人口が全体に占める割合はおおむね50%前後で推移している。



(昭和30年～平成27年 国勢調査)

産業構造を土地利用形態からみると、陸別町は北海道十勝の最北端に位置し、

総面積 608.90k m²を有しており、町内を貫流する利別川によって東西2つの地形に区分されている。西部地区は高原性の段丘地形で農村地帯地域であり、東部地区は標高500mの山岳地帯となっている。町の総面積のうち約83% (509.84k m²)を森林が占め、農地面積は約10% (66.34k m²)となっている。

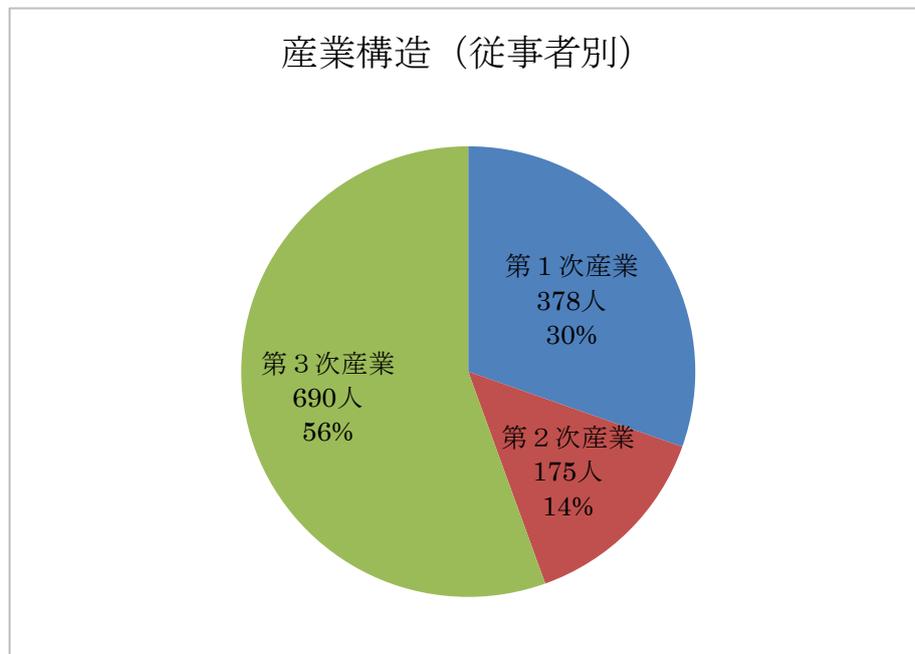
陸別町の基幹産業は、農業と林業であり、農業については、寒地に適した酪農業を主体とし、農地の大部分で飼料作物を栽培しているが、甜菜、小麦等の畑作物の作付も一部行われている。

次に従事者数で見ると、サービス業等の第3次産業が56% (690人)を占めており、次いで第1次産業の農林業が30% (378人)、第2次産業の建設業・製造業が14% (175人)となっている。

【平成27年国勢調査 就業構造等基本集計(第5-2表 従業上の地位(8区分), 産業(大分類), 男女別15歳以上従業者数 - 全国※, 都道府県※, 市町村※, 平成12年市町村)】

[表]陸別町の産業構造 (従事者数・割合)

	従事者数	割合
第1次産業	378人	30%
第2次産業	175人	14%
第3次産業	690人	56%
計	1243人	100%



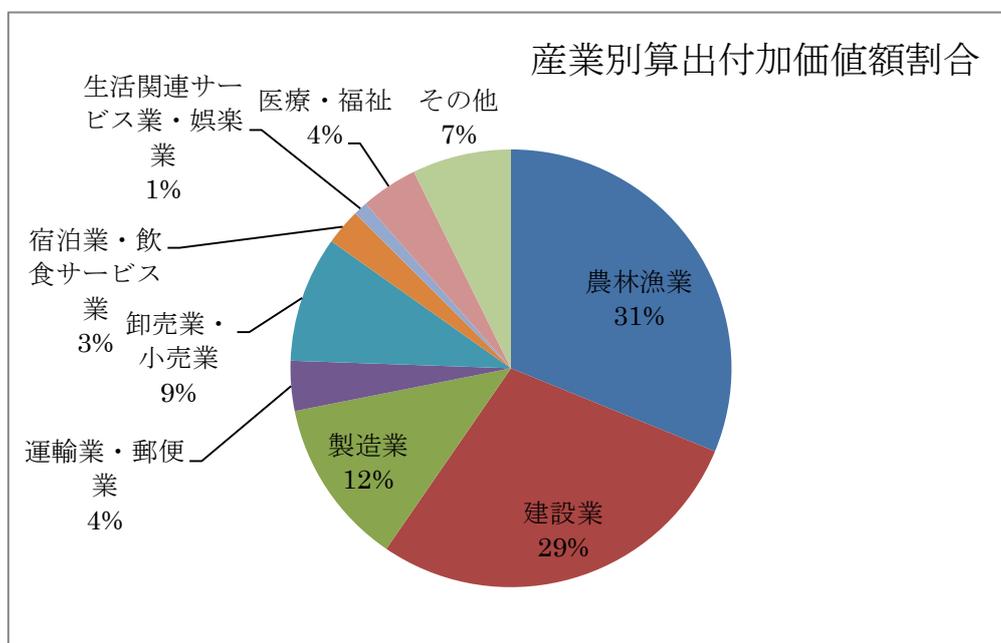
産業別の付加価値額で見ると、基幹産業である農林業が31%を占め、建設業の

28%と合わせると、この2業種で全体の約6割を占めることになる。

【平成 24 年経済センサス-活動調査 事業所に関する集計-産業横断的集計（売上（収入）金額等）第 2-3-2 表 産業（大分類）、単独・本所・支所（3 区分）別民営事業所数、事業従事者及び付加価値額（外国の会社及び法人でない団体を除く）-市町村】

[表]陸別町の産業別付加価値額・割合

	付加価値額 (百万円)	割合
農林業	550	31%
建設業	500	28%
製造業	217	12%
運輸業・郵便業	65	4%
卸売業・小売業	164	9%
宿泊業・飲食サービス業	47	3%
生活関連サービス業・娯楽業	18	1%
医療・福祉	74	4%
その他	128	7%
計	1,763	100%



陸別町において農林業の付加価値額が高いのは、基幹産業であることが理由として考えられるが、全体的に付加価値額は低い状況にある。

② 事業所数の減少と高齢化

陸別町においては、人口減少とともに地域経済を担う町内商工業者数も減少しており、人口の減少率を若干上回る率（約△17%）で商工業者の減少が進んでいる。（H20.4 130 事業所 → H30.4 107 事業所：陸別町商工会総会資料より）

ただし、経営に携わる者の平均年齢は、平成 17 年の 47.0 歳に対して、平成 27 年は 47.60 歳となっており、経営者の高齢化は進んでおらず、世代交代が行われている事業所が現在も営業を続けている状況にある。

【平成 17 年国勢調査 第 3 次基本集計（就業者の職業、母子世帯・父子世帯など）都道府県結果 第 5 表 職業（大分類）、年齢（5 歳階級）、男女別 15 歳以上就業者数及び平均年齢（雇用者－特掲）－市町村※（人口 50 万人以上の市町村を除く）】

【平成 27 年国勢調査（第 9-2 表 職業（大分類）、年齢（5 歳階級）、男女別 15 歳以上就業者数及び平均年齢（総数及び雇用者）－全国、都道府県、市区町村、平成 12 年市町村】

③ 設備の高齢化

経営者の高齢化は進んでいないものの、各事業所が保有する設備の高齢化は進んでおり、国全体の中小企業の 8.5 年（中小企業庁調べ）を上回る 13.16 年となっている。（固定資産税 償却資産台帳データより作成。大企業を除く取得価格 160 万円以上の「機械・装置」）

④ 陸別町における産業の課題

基幹産業である農業と林業は、人口の減少とともに深刻な担い手不足の状態にあり、官民連携による「陸別町産業担い手対策委員会」を平成 29 年度に設置して人材確保対策について協議を行っている。また、設備の高齢化とともに事業所が廃業するなど、今後、地域の中小企業が一気に衰退していく状況が危惧されることから、その対応が喫緊の課題である。

（2）目標

陸別町内の中小企業においては、早急に設備の更新を進め、従事者数の減少や高齢化の中にあっても、労働生産性を維持し、付加価値を高め、さらには次世代の担い手、または新たに担い手となろうとする者にとって魅力ある業種への発展を促していく必要がある。

労働生産性の向上のためには、国の助成制度に加えて、町では保証融資における利子補給や保証料を補給するなど、事業者の設備投資に対する意欲を喚起するとともに、平成 28 年度に制定した、「陸別町小規模企業振興条例」を基に支援していくことが必要である。このため、生産性向上特別措置法第 37 条第 1 項の規定に基づく導入促進計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、直近 3 年間の新規設備投資数を 40 件/年と推計（固定資産税 償却資産台帳データ調べ）。うち、2 千万円以上で労働生産性の向上に必要な生産・販売活動等の用に供される投資は、年平均 1～2 件であ

ることから、この基本計画により計画期間（5年間）で新たに2件/年程度の設備投資を創出することを目標とする。

（3）労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率で3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

陸別町の産業構造は、都市部のように多種多様な産業は存在しないが、一部の業種に偏在している状況ではない。このことから幅広い設備において生産性の向上を図る必要があるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等のすべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

陸別町の地勢、集落及び土地利用形態においては、国道242号線を中心に核となる市街地が形成され、当該市街地に人口が集積し、農家を除く事業所及び飲食店や小売店のすべてが営まれ、農家については、町内全域に点在している状況にある。従って、町全域において生産性を向上させることが必要であることから、陸別町全域を本計画の対象とする。

（2）対象業種・事業

陸別町の産業構造は一部の業種に偏在している状況にはないことから、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務の効率化、省エネの推進など多様となることが想定されるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれるすべての事業とする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

（2）先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組については計画認定の対象とはしないなど、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、人員削減を目的としたと取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備導入計画の認定対象とはしないなど、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。